○経済産業省告示第七十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の経済産業大臣が定める率は、百分の八十とし、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十四号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の経済産業大臣が定める率は、百分の八十とし、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十五号

平成十九年経済産業省告示第二百四十五号（自転車競技法施行規則第二十六条第一項の規定に基づき、競輪の事業の収支の算定方法について定める件）は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の施行前に自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）附則第五条においてなおその効力を有するとされた改正前の自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十七条第二項の協議がされている場合にあっては、この告示による廃止前の平成十九年経済産業省告示第二百四十五号の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十六号

平成二十年経済産業省告示第七十四号（小型自動車競走法施行規則第二十四条第一項の規定に基づき、小型自動車競走の事業の収支の算定方法について定める件）は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の施行前に自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）附則第九条においてなおその効力を有するとされた改正前の小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十一条第二項の協議がされている場合にあっては、この告示による廃止前の平成二十年経済産業省告示第七十四号の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十七号

原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成十九年経済産業省令第二十号）第二条の規定に基づき、原子力発電工事償却準備引当金に関する省令第二条の規定により経済産業大臣が定める積立率を定める告示（平成十九年経済産業省告示第八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

「百分の二十六」を「百分の十八」に改める。

○経済産業省告示第七十八号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　北海道上川郡新得町字屈足及び屈足基線

2　富山県魚津市山女字別又

○経済産業省告示第七十九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

本則中「ものに限る。」の下に「以下同じ。」を、「区分等をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、表備考二中「特定契約に基づく電気の供給が開始された日」を「特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に掲げる変更に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十八円	十年間
二	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十一円	十年間
三	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十七・八〇円）	二十年間
四	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（五十七・七五円）	二十年間
五	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十三・一〇円）	二十年間
六	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十五・七〇円）	二十年間